

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和町長 浅野俊彦

市町村名 (市町村コード)	大和町 (421)
地域名 (地域内農業集落名)	鶴巣地区 (下草・北目・砂金沢・大崎・鳥屋・幕柳・太田・山田・小鶴沢・大平上・大平中・大平下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月9日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

■鶴巣地区は、基盤整備された農地と比較的狭隘な農地が混在している。殆どの集落で集落営農が組織化されており、比較的農地の集積が進んでいる。地区内では土地利用型経営が確立し、転作で大豆・蕎麦を中心に栽培している。

■鳥獣被害が拡大しており、侵入防止柵の設置・維持管理が必要だが、高齢化で労働力が不足している。これは、草刈りなど農村維持についても同様である。農村維持に中小農家は必要不可欠な存在だが、中小農家は交付金の対象になれない場合も多く支援が不足している。

■今の農業には、魅力がなく採算も取れないので、法人や集落営農の世代交代も含め後継者の確保が難しい。新規就農をするにしても、水稻で生活していくには相当な経営面積と機械設備が必要で、親元就農で技術継承された中でないと経営できない。

■農振地域や農用地しか対象にならない事業もあるので、対象から外れると管理は難しい。畑地化による高収益作物などの検討もしているが、それに見合う労力の確保と組織作りが出来ていない。

■園芸は手間がかかり、新規投資する余裕もなく回収の見込みも立たないため、出荷野菜よりも自家用として作る人が多い。

■平坦地で整備された区域であっても地盤が低く、台風や大雨により冠水する農地がある。また、山間や宅地周りの狭隘な不形成地は、耕作条件が悪いため将来の管理に不安がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

■鶴巣地区は、基盤整備された農地と比較的狭隘な農地が混在している。殆どの集落で集落営農が組織化されており、比較的農地の集積が進んでいる。生産組織の経営体質強化のため集落営農の法人化を図り、個人の担い手については作業の受委託による規模拡大で経営の低コスト化に取り組む。

■地区内では、土地利用型経営が確立し転作で大豆・蕎麦を中心に栽培している。更なる農地の効率的利用と労働力の平準化を図る新たな作目を導入しながら、経営全体の複合化を目指す。

■地区内の畜産農家との耕畜連携や特別栽培米等付加価値の高い作物の生産により経営体質の強化を図る。

■農村を維持するため、地域のさまざまな機会を活用し、話し合いを継続的に取り組んでいくとともに、大規模農家のみならず中小農家を大切にする視点を持つ。

■ブロックローテーションや高収益作物の作付け、猛暑に耐性のある品種の導入などで、収量・売上げの向上を図る。

■1反あたりの利益率が低下している中、経営を維持する手段として規模拡大がある。高齢化も進んでいる状況であり、機械の共同利用による経費削減も含め、地域内・外で集積・集約化の話し合いをしていく。
一方で、作付作物の変更により利益率を上げる手段もあるが、特に園芸は機械化が進んでいないため、労働力と人件費の課題がある。獣害対策も考慮し、イノシシなどの食害に遭わない作物を選定する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	501 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	461 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域の農用地区域を基本とし、法人、認定農業者、集落営農組織などが交付金や営農上の理由から必要とする区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
高齢な方が耕作している農地については、担い手に集積できるよう働きかけていく。耕作条件が同一ではないので、話し合いの中で決めていく。 更なる集積・集約化には、しっかりとした組織が必要であり、基盤整備に併せて体制づくりをする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用し、農用地の賃貸契約の推進を行う。
(3) 基盤整備事業への取組方針
暗渠などの効果が弱くなっている場所があるので、補助金等を活用し修繕したい。また、将来的には再整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
中小農家は、農村維持に必要な存在なので、後継者の育成・確保を図っていく。共同作業(草刈り・堀払い)や共同利用など負担を分散する体制づくりを検討する。 また、機械化が進んでいるため、オペレーターや補助員の育成も進めたい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
ドローンやラジヘリによる薬剤散布等を委託している。委託した方が経費削減になるものは、更新ではなく委託に切り替える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵とワイヤーメッシュ柵により獣害対策を行う。
- ②環境保全米や特裁米の取り組みについては、マイクロプラスチックの問題にも配慮し推進したい。
- ③スマート農業は、農作業を数値化して技術や判断の補填をするものなので、効力が有効であれば共同購入を検討する。
- ⑦交付金により、農道・水路の維持管理を継続的に行う。荒廃農地は、別な用途での活用も模索する。
- ⑧乾燥施設など経営の規模に応じて必要な施設の建築を検討していく。
- ⑨飼料用米や稲わらは、実需者がいれば規模拡大を検討する。